

---

# 延岡市分別収集計画（第6期）

---



平成22年6月

宮崎県延岡市

# 目 次



	頁
1. 計画策定の意義 .....	1
2. 基本的方向 .....	1
3. 計画期間 .....	1
4. 対象品目 .....	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号） .....	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号） .....	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号） .....	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条 第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込み（法第8条第2項第4号） .....	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 .....	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号） .....	6
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号） .....	7
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号） .....	8

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会に転換していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、本市のみならず各自治体においては、リサイクルの推進、エネルギー等の有効利用、最終処分場の確保対策、ごみ処理コストの縮減など多くの課題が山積みしている。

本市においては新たなごみ焼却施設が平成 21 年度に稼働開始となったが、旧施設より処理能力を縮小したため、廃棄物の減量施策の実施が不可欠となっている。また、最終処分場については新たな候補地を決定したが、供用開始は平成 25 年となっており、それまでは現在の最終処分場で処理を行う必要がある。しかしながら残余容量は逼迫しており、厳しい状況に置かれている。

本計画はこのような状況のなかで、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再生資源としての利用を確保することにより、最終処分量の削減や生活環境の保全を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割及び具体的な推進方を明確にし、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場の延命化並びに循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの発生及び排出の抑制を推進し、排出されたごみは、可能な限り再利用・再資源化し、循環型社会の形成を図る。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの責務を果たしながら、一体となって、環境への負荷に配慮した処理システムと施設整備を行い、近隣の市町村と連携を密にして、快適な地域社会の実現を目指す。
- ・ごみ処理最終処分場の延命化を図る。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は平成 23 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装（白色トレイを含む）を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	10,639 t	10,569 t	10,498 t	10,425 t	10,355 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者、行政等で相互に協力・連携を図る。

### 1) 環境教育・啓発事業の充実

#### ・ごみ減量十か条の啓発推進

各家庭で出来る減量化方策を市民に啓発推進していく。

#### ・出前講座(リフレッシュのべおか出前講座)の実施

現在実施している当講座を引続き行い、ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

#### ・各種イベントでの啓発

「延岡のぼりざるフェスタ」等の各種イベントを通して、市民や事業者のごみ問題への関心を高める。

#### ・ごみ減量功労者の表彰

ごみ減量に関して、特に顕著な功績のあった者、団体に対して、環境衛生週間等を利用し、表彰する。

### 2) 市民団体との連携

#### ・延岡市ごみ減量化対策懇話会等との連携

当団体との連携を図り、構成する団体等の主体的な活動を支援するとともに、ごみ問題全般について協議する場として活用する。

### 3) 事業者との協力推進

#### ・簡易包装の推進

小売店や製造業者への協力を要請するとともに、事業者への啓発を定期的に行う。

#### ・多量排出事業者への啓発

自己処理の原則に基づき、排出抑制、減量、資源化に努めるよう啓発を行う。

## 7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、当市が有する収集車両、選別施設、地域特性等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分					
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・ガラスびん					
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">—</td> <td>無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">—</td> <td>茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px;">—</td> <td>その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>		—	無色のガラス製容器	—	茶色のガラス製容器	—
—	無色のガラス製容器					
—	茶色のガラス製容器					
—	その他の色のガラス製容器					
主として段ボール製の容器	段ボール					
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	雑紙類					
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの (菓子箱等)						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル					
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	その他のプラスチック製容器包装					

## 8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容

### 器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	271 t		269 t		267 t		265 t		263 t	
主としてアルミ製の容器	122 t		121 t		120 t		120 t		119 t	
無色のガラス製容器	(合計) 256 t		(合計) 254 t		(合計) 252 t		(合計) 251 t		(合計) 249 t	
	(引渡) 256 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 254 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 252 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 251 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 249 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 335 t		(合計) 333 t		(合計) 331 t		(合計) 328 t		(合計) 326 t	
	(引渡) 335 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 333 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 331 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 328 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 326 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 115 t		(合計) 115 t		(合計) 114 t		(合計) 113 t		(合計) 112 t	
	(引渡) 115 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 115 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 114 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 113 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 112 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	33 t		32 t		32 t		32 t		32 t	
主としてダンボール製の容器	651 t		647 t		643 t		638 t		634 t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 299 t		(合計) 297 t		(合計) 295 t		(合計) 293 t		(合計) 291 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 299 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 297 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 295 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 293 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 291 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 182 t		(合計) 181 t		(合計) 180 t		(合計) 178 t		(合計) 177 t	
	(引渡) 182 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 181 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 180 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 178 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 177 t	(独自処理) 0 t
主にプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 550 t		(合計) 543 t		(合計) 536 t		(合計) 530 t		(合計) 523 t	
	(引渡) 550 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 543 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 536 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 530 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 523 t	(独自処理) 0 t
(うち白色トレイ)										

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

※人口変動率については平成19～22（4月1日現在）の人口変動を参考

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
129,031人 (対前年度比)	128,154人 (対前年度比)	127,283人 (対前年度比)	126,417人 (対前年度比)	125,557人 (対前年度比)
99.32%	99.32%	99.32%	99.32%	99.32%

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本市の分別収集は、現行の収集体制に加え、必要に応じ体制を拡充して行う。

なお、従来から実施している自治会や市民団体による集団回収についても引続き実施すると同時に、新たに公共施設やスーパー等の拠点回収についても検討を行っていくものとする。

### 《分別収集の実施主体》

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考
金属	スチール製容器	缶・びん	市による定期収集 (旧北浦町、旧北方町、 旧北川町は委託収集)	市(委託) (旧北浦町は 一時保管場所 あり)	従来からの集団回収を並行実施。
	アルミ製容器				
ガラス	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他色ガラス				
紙類	段ボール	段ボール			
	飲料用紙パック	雑紙類			
	その他の紙製容器包装				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 (旧北浦町、旧北方町、 旧北川町は委託収集)	市(委託)	
	白色トレイ	その他のプラスチック製容器包装			
	その他のプラスチック製容器包装				

## 1 1 . 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第 8 条第 2 項第 6 号)

現在実施している缶・ガラスびん・段ボール、飲料用紙パック、その他の紙製容器包装については、現行体制のまま、当市の資源化施設で選別、圧縮、梱包、保管をする。

ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装(白色トレイ含む)については一般廃棄物中間処理施設リサイクルセンター(民間施設)へ選別、圧縮、梱包、保管を委託する。

### 《分別収集の用に供する施設整備計画》

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集容器	収集車両	中間処理
金属	スチール製容器	缶・びん	透明袋	パッカー車 プレス車	延岡市リサイクルプラザゲン丸館 (選別・圧縮・梱包・保管)
	アルミ製容器				
ガラス	無色ガラス				
	茶色ガラス				
	その他色ガラス				
紙類	段ボール				
	飲料用紙パック	雑誌類	紐で縛る		
	その他の紙製容器包装				
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明袋	パッカー車 プレス車	一般廃棄物中間処理施設 リサイクルセンター (選別・圧縮・梱包・保管)
	白色トレイ その他のプラスチック製容器包装	その他のプラスチック製容器包装	透明袋		

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第 8 条第 2 項第 7 号)

### 1) 市民・事業者・行政による総合的な推進

市民や事業者、行政からの委員で構成される延岡市ごみ減量化対策懇話会からの意見及び提言を踏まえ、三者が協力して分別収集の総合的な推進を図る。

### 2) 地域リサイクル活動の促進

「クリーンステーション指導員制度」の活用による地区ごみステーションでの分別指導や自治会等の団体への奨励補助金交付による分別収集を行う。